

開催日及び開催場所	令和8年 2月2日(月) 大手前合同庁舎 1階 共用会議室1		
委員 (五十音順) (敬称略)	安部 将規 (アイマン総合法律事務所 弁護士) 神田 彰 (公益社団法人関西経済連合会 理事) 小林 磨美 (立命館大学 教授) 柴田 潤子 (神戸大学大学院 教授) 八木 知己 (京都大学大学院 教授)		
審議対象期間	令和7年4月1日 ~ 令和7年9月30日		
報告事項	① 半期毎の発注状況 ② 指名停止措置の運用状況 ③ 談合情報等の対応状況 ④ 再度入札における一位不動状況 ⑤ 低入札調査対象工事・業務の発生状況 ⑥ 一者応札の発生状況 ⑦ 不調・不落の発生状況 ⑧ 高落札率の発生状況	(備考) ・①～⑧について、整備局資料に基づき説明を行った。	
審議事項	(備考) ・ 審議対象案件は、別紙「審議案件一覧」のとおり		
契約方式			総件数13件
(工事)			
一般競争入札方式 (WTO 対象)			2件
一般競争入札方式 (WTO 対象外)			4件
(業務)			
簡易公募型競争入札方式	5件		
簡易公募型プロポーザル方式	1件		
(役務及び物品)			
企画競争方式	1件		
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答	
	1. 報告事項のとおり 2. 審議事項のとおり	1. 報告事項のとおり 2. 審議事項のとおり	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし		

近畿地方整備局 入札監視委員会（令和7年度第一部会第2回定例会議）審議概要

意見・質問	回答
<p>1. 報告事項</p> <p>① 半期毎の発注状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に質問なし。 <p>② 指名停止措置の運用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に質問なし。 <p>③ 談合情報等の対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に質問なし。 <p>④ 再度入札における一位不動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に質問なし。 <p>⑤ 低入札価格調査制度調査対象工事・業務の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に質問なし。 <p>⑥ 一者応札の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に質問なし。 <p>⑦ 不調・不落の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に質問なし。 <p>⑧ 高落札率の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に質問なし。 ・ 報告については了承とする。 <p>2. 審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 抽出案件結果報告 ■ 抽出案件説明及び審議 <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 一般競争入札方式(WTO 対象) (奥瀬道路(3期)3号橋上部工事) <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価点について、技術提案に係る項目で差があるが、これはどのような差なのか。 ・ 本件は了承とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札した者は、他の者にはない技術提案をしている。かなり独自の提案があり、高評価となっている。

● 2. 一般競争入札方式(WTO 対象)

(足羽川ダム水海川分水堰工事)

施工体制評価点がほとんど30点になっているが、これは、30点以下であれば問題があるというような、足切りになっているのか。

技術提案に係る項目に差がある。この差は指定テーマ1がどのように影響しているのか、どのようなところで差がついているのか。

本件は了承とする。

● 3. 一般競争入札方式(WTO 対象外)

(大阪第1地方合同庁舎外1件改修工事)

競争参加資格要件を満たす対象者が92者有る中で、応札者が1者となった理由について、どのように推測しているか。

1回目は予定超過で2回目で決まっているが、予定価格の積算は難しいのか。

2箇所工事となっており、これを区分毎に順番に工事を分けて発注すると参加しやすいということはないのか。

本件は了承とする。

● 4. 一般競争入札方式(WTO 対象外)

(瀬田川洗堰バイパス水路制水ゲート修繕工事)

その額を下回ると品質に関して不安があるという調査基準価格を設けていて、その価格を上回って、基本的な施工体制が確保されているので30点が付与されている。

ダムの工事でありマスコンクリートを築造する工事であるため、指定テーマ1, 2ともに、コンクリートの品質確保に係る提案が多くあった。

結果的にコンクリートに係る提案で似通った提案が多かったのだが、同じ趣旨の提案でも、重要度と確実性で評価しており、その観点から差がついた。

1. の工事は、各者の技術提案内容がバラエティーに富んでいたが、本工事はコンクリートの品質確保の提案の重要度と確実性の観点で差がついた。

慢性的な技術者不足が考えられる。今回の工事の内容である内装改修工事は不確定要素があるもので、これが、参加者が少なかった理由ではと考えられる。

建築工事は多岐にわたっていて、メーカーとの見積もり聴取も多岐にわたっており、予定価格を合わせていくのが難しいのではないかと考える。

業界から話しを聞くと、予定価格が小さくなると、利益が少なくなることがあり、そのため、分けての発注は難しいと考えている。

<ul style="list-style-type: none"> 今回1者の応札で技術評価点の加算点が18.5点で、他と比較できないところであるが、この点数で技術的に問題はないと見ているのか。 1者しか応札者がいなかったのは何故か。今回の工事はサイドローラ交換と照明など違うものが内容になっているが、分割すればもう少し増えるとかあったのではないか。 入札説明書をダウンロードした者が9者、応札は1者。ここは何かあるのか。 本件は了承とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 本工事はサイドローラ交換などを行うもので、難易度が高くない。 最低限の工事の参加に求める要件は参加資格の方で確認しているので、品質的には問題がないと考えて評価している。 ゲート設備工事に応札してくる業者というのは、最初に製作した業者が、ノウハウもあって応札してくることがある。では、新しい業者が応札できるかという、製作していないと構造上わからないところがあり、修理工事を行い失敗すると責任問題にもなるので、応札しづらく、結果的に1者になったと考えられる。 ダウンロードした者で5者が同種工事の実績がある業者で、4者がコンサルタントで情報収集されたのかと考える。今回の応札業者は点検業務で参加していて、設備を熟知していたため、製作者ではないが応札できたのではと考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ● 5. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (名阪国道他交通安全対策工事) 技術評価で企業の施工能力のところは人員の確保ができているということか。無効の会社は確保できなかったということか。 企業の施工能力等の点数差はどのようになっているのか。 本件は了承とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 無効となっているのは、入札価格が調査基準価格未満で、施工体制確認の資料提出を辞退した者であり、技術者の確保の観点からではないと認識している。 各者のこれまでの受注実績や点数などが反映されている。
<ul style="list-style-type: none"> ● 6. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (京奈和自動車道道路維持工事) 本入札が1者であった理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路の維持工事の特性として、24時間365日、1日3回の巡回をして、異常があれば、その都度対応するほか、大雨大雪や事故が発生した場合に緊急的に現場に行くことになり、その体制確保が求められるものになる。 参加要件として、国が発注したものだけでなく、地方公共団体やNEXCOの施工実績を認めることとして、通常の道路維持工事であれば巡回でも認めるということにしている。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札された者は、談合で摘発された者のようであるが、維持工事は地域要件が重要なところではあるが、これを広げるなど工夫されていることはあるか。 ・ 継続性を考えると、もう少し、契約期間を長くするなどはないか。長期の方が安定するし、毎回心配することもないのではないか。 ・ 5回目の契約ということであるが、落札者は変わっているのか。 ・ 本件は了承とする。 <ul style="list-style-type: none"> ● 7. 簡易公募型競争入札方式 (近畿北部自動車起終点調査業務) ・ 入札金額が調査基準価格と同額となっているが、積算金額は推測できるのか。 ・ 本件は了承とする。 <ul style="list-style-type: none"> ● 8. 簡易公募型競争入札方式 (六甲山系森づくり活動・調査支援業務) ・ 本業務は過去から継続的に行っている業務か。 	<p>体制の確保、工事の性質上、一般の企業がやりやすいかという、そうではないという性質があるのかなと思われる。</p> <p>こういった維持工事の1者入札の状況は全国的な課題になっている。維持工事を受注すれば技術評価の加点の要素とするなど工夫しているが、担い手確保が課題の建設業において、更に利益の上がりにくい24時間365日の体制が必要な維持作業に、なかなか応札者が少ない。今後も工夫を重ねていきたいと考えている。</p> <p>地域要件であるが、緊急時に直ぐにかけつけることができるように、事務所近くに拠点を有していただくことは、工事の実施実現可能性を考えて、今後も必要であると考えている。京奈和自動車道以外の道路維持工事に関して地域の業者が受注しているところもあり、参加要件に関して、今後地域の業者と意見交換を行いながら、改善に取り組んでいきたいと思う。</p> <p>指摘のとおり、維持工事は継続的な体制の確保ということで、コスト面でも長期契約の方が有利である。</p> <p>平成21年から複数年契約で発注することを行っている。京奈和自動車道は平成29年3月に和歌山県内全線開通して以来、維持工事としては5回目で、当初は2年間であったものを現在は3年間にしている。法令上の制約や、更に長い期間にした方が良いのかも含めて、引き続き検討していきたい。</p> <p>結果として、すべて同じ者が落札している。</p> <p>本業務は特殊な業務で参加意思を示された業者から見積もりを聴取していて、これは参考見積もりとして示して、入札していただいているので、推測しやすかったと思われる。</p> <p>過去から継続的に行っている業務である。</p>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の落札者は、本業務の落札者と同じか。 ・ 入札説明書ダウンロード者は28者あるが、結果的に応札者は1者であった。何か工夫できることはないのか。 ・ 団体活動の審査もこの業務で行っているのか。 ・ 業務内容に報告書作成と記載があるが、報告書は公開されているものか。 ・ 本件は了承とする。 <ul style="list-style-type: none"> ● 9. 簡易公募型プロポーザル方式 (淀川左岸線延伸部事業促進業務) ・ 応札金額が予定価格と同額であるが、これは何故か。 ・ 1者しか応募がなかったが、応募者が増えるように工夫できることはないのか。手続き期間が短いようにも見えるが、このあたりも改善できないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ者が落札している。 ・ 六甲山系では、市民団体の森の世話人という制度があり、現在44団体登録をいただいている。その団体には災害に強い森づくり活動をしていただいております、それを支援するのが本業務の目的となっている。 各団体の活動状況、活動の実施条件、これらを十分把握したうえで支援を行っていくというのが重要な部分であり、過去に経験が無い者にとっては、少し不確実な部分があり、結果的に1者になってしまったのではと考えている。 過去には厳しめに分野を限って参加要件を設定していた時もあったが、現在は分野の限定なく、住民参加の業務全般に広げているが、1者になっている状況である。 ・ 団体の審査は事務所で、活動計画等の提出を求め、これを審査して、制度にふさわしいと思われる団体を登録している状況。 現在、総合評価1：2型で技術提案を求めているものの、総合評価1：1の実施方針のみを求めることとし、ハードルを下げることを検討しているが、最低限評価テーマを設定しないと、品質の向上が期待できないので、まだ、決まっていない状況。 ・ 報告書は納品という形で成果品となり、各団体の活動はHPで公開している。 ・ 公告の段階で見積もり参考資料を配付しているため、予定価格が推測しやすい。 ・ スケジュールはガイドラインに基づいた一般的なものになっている。 公告の要件で、本省のガイドラインに基づき、本業務を受注したものは淀川左岸部延伸部の他の発注案件（工事・業務）の受注者になることができないとしており、そのため参加者
--	--

が少なかった可能性が考えられる。

この点について、業務の部分はずして、発注案件のうち「工事」の受注業者になることができないという緩和が検討されている状況。今後の発注においては、こうした動向を見ながら検討していきたい。

- ・ 本件は了承とする。

● 10. 簡易公募型プロポーザル方式

(紀の川ダム統合管理事務所管内ゲート設備他点検整備業務)

・ 1者だけの応札となっており、また、過去にも点検業務を受注されているが、他社が参加できるように工夫していることはあるか。

1者応札となっているのは、複数の機械設備それぞれ構造的な違いがあり、熟知していない者は業務品質の観点で受注が難しいと判断されているのではと考える。

工夫している点は、2つのダムを1つの業務で発注することにより、発注規模を大きくしている。今年は結果的に1者であったが、過年度においては複数者応募があったので、今後も1者が続くようであれば対応を検討していく。ダムという重要施設であるので、同種要件の緩和は難しいと思っている。機械設備は点検だけでなく、新設でも応札者が少ない。令和6年度1年間の全工事の平均応札者は9者、機械設備に限ると2.7者になっている。担い手確保を行わないと、この状況は緩和されないため、全国的な課題であると認識している。今後、ご意見も参考にして考えていきたいと考えている。

・ 落札された業者は新設した業者か。

・ ゲートを新設した業者から事業承継を受けている者である。

・ 新規に参入したいが、実績が少ない者の場合、技術評価点でこの点数以下では受注できないというようなものはあるのか。

・ 企画競争の中で技術提案を求めており、その中の的確性とか実現性とか提案に具体性があるかなどを評価するので、複数あれば有利な点数になる場合もあり、総合的に点数で差がつくことも考えられるが、この点数以下では受注できないということはない。

・ 1者であっても、評価点数が低いと受注出来ないということはあるのか。

・ 評価が低くても受注は可能である。参加資格のところで同種実績を求めているので、点検作業を行える者が参加している

・ 条件を厳しくして、クリアできるもので入札をするということとはできないか。実質的にインフラ管理を1者に頼らなければ

・ 点検作業はチェックシートを用いて確実に実施されており、履行状況を監督職員が立会等でチェックしているので問題

ばならないときに、品質の確保をどのようにするか心配である。

本件は了承とする。

● 11. 簡易公募型競争入札方式
(亀の瀬地区地すべり観測とりまとめ業務)

2者が調査基準価格以下であったが、こういったことは起こりうるのか。

本件は了承とする。

● 12. 簡易公募型競争入札方式
(天ヶ瀬ダム水辺調査(ダム湖環境基図)他業務)

4者が同じ金額で落札率が80%ほどという結果になったことについて、発注者として推測されることを教えてほしい。

業務がマニュアルに基づいて行われ、業務は統一化されていて、競争するところがないことが想定される。そうになると、技術でも価格でも競争にならないのではと思われるがどうか。

本件は了承とする。

● 13. 簡易公募型競争入札方式
(アウトドア・ベースエリア官民連携事業公募資料作成他業務)

技術評価点で差がついている。特に実施方針で差が大きいのが、どのようなことで差がついているのか。
予定技術者の経験及び能力でも差がついているが、こちらも、どのようなことで差がついているのか。

本件は了承とする。

ない。

3者のうち2者が調査基準価格以下であった。そのうち1者は大幅に乖離しており、違算したと考えられる。もともと、見積もりを提出してもらい、その結果を基に参考見積もりを示しているので予定価格は推測できるものである。

予定価格は見積もりを提出してもらい、その結果を基に参考見積もりを示しているので、ある程度は推測できるものである。

実施方針を提出してもらい確認している。そうすると実施体制や同種実績で差がでてくる。マニュアル化されていても、場所や環境も違うので、実施体制を確認することで品質を確保するという考えである。

実施方針は工程表の考え方で差がついている。予定技術者の経験及び能力は会計士を配置することや表彰実績があったことで差がついている。

・ 審議事項についてはすべて了承とし、審議については終了とする。